

全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和元年 11 月 19 日付け畜第 771 号

最終改正 令和 6 年 8 月 1 日付け畜第 3 6 2 号

(趣旨)

第 1 全国和牛能力共進会の出品対策として、受精卵移植技術を活用した優秀な候補牛生産を推進し、その事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付については、補助金等交付規則（昭和 3 2 年島根県規則第 3 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体、補助率等)

第 2 事業実施主体、補助対象経費については、別記実施基準のとおりとし、補助金の補助率は、受精卵移植 1 回あたり 1 0 千円とする。

(補助金の交付申請)

第 3 事業実施主体が、規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第 1 号および別記実施基準の取り扱いに定められた申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第 4 事業実施主体が、規則第 9 条第 1 項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第 2 号及び別記実施基準の取り扱いに定められた変更実施計画書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は 2 0 パーセントを超えて減額する場合
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求書)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第4号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第5号および別記実施基準によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日いずれか早い日とする。

(書類の提出)

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、本要綱の規定によるほか、別記実施基準の取り扱いにより提出するものとする。

(帳簿等の保存)

第9 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第10 知事は、第3第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等相当額報告書(様式第6号)による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11 この補助金を交付する事業を実施するにあたりその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

令和〇〇年度全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金交付申請書

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実施計画書」のとおり

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に要する(した)経費 (a)+(b)又は (a)+(c)	負担区分			備考
			補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	
受精卵移植推進						
合計						

2 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
受精卵移植推進					
合計					

3 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

令和 年 月 日

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

令和〇〇年度全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

(注)

1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したもののから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金変更承認申請書」を「全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

令和〇〇年度全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき請求します。

記

事業区分	交付決定額		〇月〇日現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領 額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
受精卵移植推進	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		

※1 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

※2 (%)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

令和〇〇年度全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金実績報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金交付要綱第7の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実績報告書」のとおり

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

令和〇〇年度全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|-----------|
| 1 補助金等交付規則第 11 条に基づく確定額
(令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。